

令和元年度第4回熊本県情報公開・個人情報保護審議会議事録

1 日 時 令和元年（2019年）7月9日（火）13:00～14:15

2 場 所 県庁行政棟本館13階 展望会議室

3 出席者 審査会委員
 馬場会長 井寺委員 金澤委員 詫間委員 徳永委員 孫特別委員
 実施機関
 税務課 村添主幹 足立主事
 事務局
 亀丸課長 富田審議員 松原課長補佐 高島主任主事 赤星主事

4 審議内容

(1) 定足数の確認等

定足数を満たしていることを報告

特別委員として孫寧平（そんねいへい）委員の紹介

(2) 県税の賦課徴収等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについての審議

ア 資料1及び前回答申について、事務局が説明を行った。

各委員、質問等なし。

イ 資料2及び前回答申への対応について、実施機関が説明を行った。

参考資料により、審査の観点について事務局が説明を行った。

各委員の意見等は以下のとおり。

徳永委員	特定個人情報ファイルを取り扱う4つの事務内容は、県税システムにデータを取込む際の業務なのか。
実施機関	必ずしもそうではなく、例えば事務内容の一つである督促状送付は、データを取り込まないため関係ない。滞納者情報を入力する際に、データ取込が行われる。
徳永委員	特定個人情報ファイルを使うのは、業務内容の中で場面が限定されているということになるのか。
実施機関	特定個人情報ファイルを直接利用する業務もあれば、滞納者情報を入力し督促状を送付するといったように特定個人情報ファイルをデータベースとして利用する業務もある。
馬場会長	審査の観点及び審査の観点における主な考慮事項にある「委託先に当該特定個人情報ファイルを取り扱わせることが必要な理由を具体的に記載しているか。」という点は、評価書の中の「国税連携システムの安定的な維持運用等を図るため、地方税共同機構が認定した事業者に運用業務を委託する必要がある。」の部分が該当するのか。

実施機関	そうである。その部分に委託する必要がある理由が書かれている。
馬場会長	今までは県庁内の受信サーバだったが、これからは外部に委託するとした必要性を具体的に説明してほしい。
実施機関	現在県庁内にあるサーバのリース契約が切れた場合、移行する時に高額な費用がかかるが、外部に委託することで費用の軽減になる。また外部に委託することで、トラブル防止を保守でき、税務職員の負担軽減になる。
馬場会長	当初予想していた以上に、データ量が増えたということではないのか。
実施機関	データ量は毎年同じくらいである。
馬場会長	当初予想していたより、費用、技術的な手間や人手がかかったことが外部に委託する理由か。
実施機関	そうである。
金澤委員	審査の観点及び審査の観点における主な考慮事項に「特定個人情報ファイルの取扱いを再委託するに当たって、どのような手続・方法によるかを具体的に記載しているか。」と書いてあるが、例えば評価書にある再委託の許諾方法は具体的に記載されているといえるのか。
実施機関	現在の書き方以上に具体的に書くのは難しい。
徳永委員	ASP サービスとは何か、再委託は何回目なのかなど情報として聞きたいことはたくさんある。具体性に欠けているのではないのか。
馬場会長	ただ、再委託自体は従前からの取扱いであり、考慮事項や評価書には従前からそのように書いてあったのではないのか。
実施機関	従前から書いてあり、今回の変更箇所ではない。
徳永委員	ASP サービスとはなにか。
実施機関	ASP サービスとはアプリケーションサービスプロバイダのことで、業者が提供しているサービスをまとめて ASP サービスという。
詫間委員	評価書では委託事項によって、再委託する、再委託しないと異なっているが、この違いはなにか。
実施機関	システム開発業者だけでは運営が回らない時に再委託をし、他の業者に委託せずにできる業務のときは再委託しないとといったように、業務の性質の違いによって決まってくる。
井寺委員	地方税共同機構の認定基準やクリアしなければならない条件はあるのか。
実施機関	評価書にある個人情報の保管場所、消去方法などの条件をクリアしなければ認めないといったように、セキュリティが十分に整っているかによって認定される。
井寺議員	委託先が増えるとリスクが大きくなるのではと思ったが、県が単独でするより、外部の専門的なところに任せた方がリスク対策になるということか。
実施機関	県と比較したとき、その方がセキュリティ度が高くなる。地方税共同機構が認定しているということからもセキュリティ度が高いことが分かる。
金澤委員	評価書に「過去 3 年以内に評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したことがある」と書かれているが、事故への対応は適当なものであるといえるのか。
実施機関	現在は TO 又は CC に外部のメールアドレスを指定した場合、送信時に強制的に BCC となるようメールシステムを改修したため、同じような重大事故は起こらない。
馬場会長	その重大事故はいつ発生したのか。

実施機関	平成 29 年に発生し、平成 29 年中には対処した。県庁全体のメールシステムなので、税務システムというより県庁全体の問題である。
馬場会長	評価書にある消去方法について、「国税連携システムのデータは、県税システムへのデータ連携（又は印刷）が終了し、賦課決定を行うなどした結果、保管の必要がなくなったときにデータを消去する。」と「保存期間を経過したデータについては、消去する。」とあるが、前者の場合は保存期間を経過しなくても消去ということか。
実施機関	前者の場合、データの的には 2 年経過すると消える。しかし、紙で印刷した中で必要と思われるものは最長 5 年間紙として保存できる。
馬場会長	データの保存期間は 2 年と定められているのか。データについては保存期間の定めがないということなのか。
実施機関	2 年で消すのは事実である。処理が終わったら作為的に消している。
徳永委員	公文書の規定でこの期間が決まっているのではないかと思ったが、それは別に保存しているところがあるのか。
実施機関	税の方では 7 年間は保存しなければならない。
徳永委員	データは 2 年で消すが、それは保存ができるようにしたうえでということか。データの保存期間、紙で残すのが 5 年、税向けの情報だと 7 年ということか。
実施機関	国税連携で使うデータが個人事業という税目でしか使わない。個人事業税は毎年課税するもので、1 年前までは遡って見ることがあるので、データとしては 2 年経つと消す。繰越損失控除は今年所得があったとしても、5 年遡って赤字があれば今年の所得から差し引くことができる。そのようなデータは紙で保存し管理している。
馬場会長	県の文書保存規程の対象となる文書はデータを含まないのか。
事務局	データも含む。7 年というのは公文書の中の基準表に従って決めているのか。
実施機関	地方税法でいうところの賦課期限まで保存している。

- ウ データ保存に関する整理は、実施機関で確認を行い、事務局を通じて報告することになった。
- エ 当該評価書（案）について、意見を付したうえで適当と判断された。
- オ 具体的な意見については、実施機関からの 7 月 12 日までに答申をいただきたいとの要望に応える形で、会長と事務局で調整することになった。